



手続き・申請

危険なブロック塀の撤去費用を補助します

問 谷和原庁舎開発指導課 ☎58・2111 (内線5402)

過去の大地震において老朽化したブロック塀などの倒壊による人的被害が発生しています。また、倒壊したブロック塀により避難路がふさがれ、緊急車両の通行や復旧作業の妨げになることが予想されます。

そのため市では、危険ブロック塀などの倒壊による被害を未然に防止するために、危険ブロック塀などの撤去に要する費用を一部助成します。

補助金の交付を受けるためには、ブロック塀の撤去工事を始める前に申請が必要になりますので、市開発指導課にご相談ください。

- ① 補助対象事業は次の①～⑥すべての要件を満たすブロック塀などの全部または一部の撤去とします。
- ② 通学路または災害時主要道路に面していること
- ③ 組積造または補強コンクリートブロック造のものであること
- ④ 道路面からの高さが80センチメートルを超えるものであること
- ⑤ すでにブロック塀等撤去工事

費補助金の交付を受けていないこと

⑤ 販売を目的とする土地でないこと

⑥ ブロック塀などの所有者または共有者が市税などを滞納していないこと

▼ 申し込み方法は市開発指導課までご相談ください。

▼ 申込期間は6月1日(月)～8月31日(月)

※ 上限10万円

▼ 受付予定件数 5件



「認知症初期集中支援チーム」が支援します

問 市地域包括支援センター(伊奈庁舎1階) ☎57・0203

「認知症初期集中支援チーム」とは、認知症の専門知識を持った医療職・福祉職・専門医によって構成されたチームで、市地域包括支援センターに設置されています。

認知症の方またはその疑いのある方やそのご家族から、認知症に関する心配ごとや悩みなどの相談を受け、医療機関の受診や介護サービス利用の支援などを一定期間(おおむね6カ月)集中的に行います。



▼ 補助金の額は①、②のいずれか低い方に3分の2を掛けた額になります。

① 撤去に係る費用

② 撤去する部分の延長1メートル当たり1万4000円を掛けた額

認知症は、早期診断・早期対応がとて大切です。

「認知症のようだが、本人が受診を拒否している」

「認知症の症状が強く、対応に困っている」

「以前認知症の治療をしていたが、中断している」

「介護サービスを利用したいが、本人が拒否している」

など、認知症に関して心配なことがありましたら地域包括支援センターにご相談ください。



環境・暮らし

不法投棄は「しない・させない・許さない」

問 谷和原庁舎生活環境課 ☎58・2111 (内線3306)

■ 安易に土地を貸さない

山林、河川敷、空き地などに廃棄物が投棄されたり、車からごみがポイ捨てされるといった廃棄物の不法投棄事案があとを絶ちません。また、土地所有者が安易に土地を貸してしまった結果、大量の廃棄物が持ち込まれたり、質の悪い残土などが持ち込まれるといった事案も多数発生しています。

このような不法投棄事案は、何といっても未然に防止することが重要です。そのためには、土地の所有者・管理者の皆さんは、安易に土地を提供し、結果として違法行為の手助けをすることにならないようご注意ください。



また、土地の所有者・管理者の皆さんは、日頃から土地の見回りや柵の設置を行うなど、未然防止に努めるようお願いいたします。さらに、廃棄物の不法投棄は、他人の土地はもとより、自分の土地であっても許される行為ではありません。

不法投棄は罪が重く、個人の場合「5年以下の懲役、もしくは1千万円以下の罰金」また、法人の場合で悪質なケースは、「3億円以下の罰金」が規定されています。「しない・させない・許さない」を合言葉に市と市民の皆さんが一体となって不法投棄の未然防止に取り組むようご協力をお願いします。

■ 不法投棄している現場を見かけたら通報を

◎ 不法投棄 110番 ☎0120・5336・3800

▼ 受付時間：平日午前8時30分～午後5時15分(受付時間外は警察まで)

【問い合わせ】

県廃棄物対策課 ☎029・301・3033